



目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 軽油引取税免税証の無効告示（熊谷県税事務所）
- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道東松山桶川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）

正誤

- 埼玉県告示第 1048 号中訂正（加須農林振興センター）

告 示

埼玉県告示第千八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会

三 代表者の氏名

宮戸 良和

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井二丁目十五番十号

五 定款に記載された目的

この会は、昼間労働等によって保護者が家庭にいないことにより保育が必要とされるふじみ野市内に在住する、または市内の小学校に通う児童に対して、「豊かな質を備えた学童保育」事業の運営により、安全で安心な放課後及び学校休業日の遊びと生活の場を提供するとともに、保護者が安心して働き、子育てできる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人熊谷染継承の会
- 三 代表者の氏名
大久保 伯男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市銀座二丁目五十一番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、熊谷染の伝統技術の習得を希望する継承者に対しては育成講座の実施や技術の研鑽を図るための競技会及び展示会を開催し、一般市民に対しては伝統工芸品である熊谷染の周知を広く図るために体験教室や出張講座を行うことで、熊谷染の新技术の研究や伝統の発展に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千九十号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	09E042260			
	二〇	農業		
	以	平成二十七年四月一日 ） 平成二十七年八月三十一日		
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県児玉郡上里町神保原八百七十三 有限会社手計石油				
免税証を交付した事務所 熊谷県税事務所		亡失年月日 平成二十七年八月三十一日		

告示

埼玉県告示第千九十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	03G072924			
	一〇〇トリッ	船舶	平成二十七年四月一日 ） 平成二十七年九月三十日	
	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 静岡県伊東市吉田九百六十九番地の十六 有限会社杉田石油 富戸給油所			
免税証を交付した事務所	埼玉県自動車税事務所	亡失年月日	平成二十七年九月十六日	

告 示

埼玉県告示第千九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アクアソリューションイニシアチブ・オブ・アジア

三 代表者の氏名

長谷部 治 孝

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都新宿区新宿一丁目九番四号

（変更後）埼玉県入間郡越生町大字越生千十二・一

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア地域に居住する人々に対して、水問題に関する事業を行い、地域の環境福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オレンジ研究所

三 代表者の氏名

関 本 正 子

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 京都市京都市北区小山下内河原町百八番地 株式会社銀座屋二階

（変更後） 埼玉県坂戸市日の出町三千九百七十五番地二の八百五

五 定款に記載された目的

この法人は、社会的弱者が様々な情報に取り残されることなく安心して生活できる環境を整えるために当事者およびその支援者に各種情報の提供、支援技術の付与およびICTのような技術の教育を行うと同時に、社会的弱者に対する支援の質の向上と高度な専門性を有する支援者の増加に研究活動を通じて貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
内田クリニッ ク	北足立郡伊 奈町内宿台 五―四	医療法人 悠々会	訪問リハビリテ ーション 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成二十七年六 月一日
デイサービス わがまま御茶 山	東松山市御 茶山町一五 ―三	有限会社 ラン一樹	通所介護	平成二十六年三 月一日
デイサービス いつも蔵中央 の家	蔵市中央五 ―一五―六	有限会社 エイプラン ニング	通所介護	平成二十七年六 月一日
ほっと・ケア ライフ東大宮	上尾市瓦葺 二―三八― 七	白馬メディケ アサービス株 式会社	訪問介護	平成二十七年三 月九日
黒沢薬局小松 店	鴻巣市小松 一―三一― 七	株式会社 沢薬局	介護予防訪問介護	平成二十七年三 月九日
医療法人社団 悠之会ゆうあ い内科・脳神 経クリニッ ク	熊谷市太井 一六八五― 一	医療法人社団 悠之会	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 訪問リハビリテ ーション	平成二十七年八 月二十八日 平成二十七年八 月二十八日 平成二十七年七 月一日
			介護予防訪問リハ ビリテーション	平成二十七年七 月一日

告 示

埼玉県告示第千九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
川口市鳩ヶ谷 居宅介護支援 事業所	所在地	川口市末広三 ー七ー二一	川口市桜町六 ー四ー五	居宅介護支援
川口市鳩ヶ谷 居宅介護支援 事業所	名称	川口市南平居 宅介護支援事 業所	川口市鳩ヶ谷居 宅介護支援事業 所	居宅介護支援
居宅介護支援 事業所 ほっ とみるくわら び	所在地	蕨市北町一 ー九ー二	蕨市北町一 ー一ー四 ー一〇 二	居宅介護支援
デイサービス らく楽北本	名称	茶話本舗デイ サービス北本	デイサービスらく 楽北本	通所介護
デイサービス らく楽鴻巣	名称	茶話本舗デイ サービス鴻巣	デイサービスらく 楽鴻巣	通所介護
応援家族庄和 館	名称	応援家族ハー モニークライフ 庄和館	応援家族庄和館	特定施設入居者生 活介護
デイサービス らく楽桶川	名称	茶話本舗デイ サービス桶川 泉	デイサービスらく 楽桶川	介護予防特定施設 入居者生活介護

告 示

埼玉県告示第千九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり再開の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	居宅介護支援事業 所 はまゆう
所在地	ふじみ野市上福岡 六―四―五
サービスの種類	居宅介護支援
再開年月日	平成二十七年八月 一日

告 示

埼玉県告示第千九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		サービスの種類		廃止年月日	
花えぷろんデイサービス	久喜市北青柳七〇 五〇一	久喜市小右衛門九 三四一	久喜市本町二一 一四三	通所介護	平成二十七年三月 三十一日	介護予防通所介護	平成二十七年三月 三十一日
日生薬局 栗橋店	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	居宅療養管理指導	平成二十七年八月 十五日	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年八月 十五日
本町歯科診療所	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	久喜市本町二一 一四三	居宅療養管理指導	平成二十七年七月 三十一日	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年七月 三十一日
ウエル歯科クリニック	春日部市藤塚一〇 五三〇五	春日部市藤塚一〇 五三〇五	春日部市藤塚一〇 五三〇五	居宅療養管理指導	平成二十七年七月 三十一日	介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年七月 三十一日

告 示

埼玉県告示第千九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団 溪 茗会 新狭山セン茗会 トラルクリニック	医療法人社団 溪 茗会	狭山市新狭山二一 一	平成二十七年七月 一日
松原医院	医療法人 結び会	行田市長野一三 一〇	平成二十七年五月 一日
和光整形外科内科	柴田 まり	和光市本町二二 コーポ和光一階	平成二十七年九月 一日
増渕ファミリーク リニック	増渕 裕一	川口市芝三一六 〇	平成二十七年九月 一日
ハナプラ心療クリ ニック	吉富 昭	所沢市小手指町一 一〇二	平成二十七年七月 二十一日
野原医院	奥田 晴美	入間郡毛呂山町大 四	平成二十七年七月 一日
本町歯科診療所	澁谷 由之	久喜市本町二一 三	平成二十七年八月 一日
近藤ファミリー歯 科クリニック	近藤 誠彦	春日部市一ノ割一 一九	平成二十七年九月 一日
じゅん歯科	角井 淳	入間市下藤沢八八 二〇	平成二十七年九月 一日
ウエル歯科クリ ニック	平田 亮太郎	春日部市藤塚一〇 一五	平成二十七年八月 一日
久喜歯科	富田 和志	久喜市久喜東一 一	平成二十七年九月 一日

上新井歯科	神谷 明正	所沢市上新井一―二三 一―	平成二十七年六月 一日
新井矯正歯科	新井 透	所沢市寿町二―一七 一―二〇一	平成二十七年九月 七日
松原歯科医院	松原 久美	春日部市八丁目七―一 一―三	平成二十七年七月 一日
フレンド薬局 本店	北株式会社 フレンド	北本市東間八―二四四 一―二	平成二十七年九月 一日
スギ薬局 沢店	戸田喜株株式会社 スギ薬局	戸田市喜沢一―二四― 二四	平成二十七年八月 一日
こはる薬局	株式会社フォーラ	春日部市大畑六五二― 七	平成二十七年九月 一日
ケイワ薬局 店	狭山株式会社 エスシ ーグループ	狭山市中央一―一― 一〇	平成二十七年八月 一日
誠公堂薬局 店	和光誠公堂薬局有限会 社	和光市本町二―二六 コンステラション一階 一〇〇号室	平成二十七年九月 一日
三平薬局 行田店	株式会社 三平	行田市埼玉四六七三― 五	平成二十七年九月 一日
チューリップ薬局 宮本町店	株式会社 セキ薬 品	所沢市宮本町二―二三 一三〇	平成二十七年九月 一日

馬 宮 脇 優	雄 岡 内 藤	菜 餅 井 春	田 中 稔	吉 田 智	林 亮 太	朗 森 下 徹	氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
株式会社 フレ アス	三里堂治療院	株式会社 フレ アス	まごころ治療院 草加店	新所沢整骨院	柏南口整骨院	セントラル南千 住接骨院					
さいたま市緑区芝原一 一 二五 一 二 セブ ンビル一階	入間市寺竹八 一 一 日	さいたま市緑区芝原一 一 二五 一 二 セブ ンビル一階	草加市神明一 一 四 一 一九 一 二 一 二 〇 六 日	所沢市緑町四 一 三 一 日	千葉県柏市旭町一 一 七 一 一 十八日	東京都荒川区南千住 四 一 七 一 一 B i V 八 日 i 四 F セントラルウエ ルネス内					
平成二十七年九月一	平成二十七年九月一	平成二十七年九月一	平成二十七年八月一	平成二十七年九月一	平成二十七年八月二	平成二十七年八月十					

二 指定施術機関

日生訪問看護ステ ーション朝霞	株式会社 科学研究所	日本生 朝霞市溝沼七 一 八 一 三	平成二十七年九月 一日
日生訪問看護ステ ーション和光	株式会社 科学研究所	日本生 和光市新倉二 一 五 一 四	平成二十七年九月 一日

告 示

埼玉県告示第千九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名		変更事項		変更前		変更後	
中村 美加代	氏名	施術所名称	氏名	長後 美加代	中村 美加代		
中村 道平	施術所所在地	熊谷 セリオ訪問マッサージ	熊谷市中奈良一九七一	熊谷 セリオ訪問マッサージ	熊谷市下恩田七八		
		熊谷	四		七一二		

告 示

埼玉県告示第千百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
西川口歯科クリニック	川口市西川口一―六一―一 小野田ビル五F	平成二十七年九月三十日
大森耳鼻咽喉科医院	和光市新倉一―二―六七 市駅前ビル三F	和光平成二十七年十月一日

告 示

埼玉県告示第千百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
本町歯科診療所	久喜市本町二―一―四三	平成二十七年七月三十一日
日生薬局 栗橋店	久喜市小右衛門九三四―	平成二十七年八月十五日
一ノ割デンタルクリニック	春日部市一ノ割一―四―一九	平成二十七年七月三十一日
リズム薬局 朝霞店	朝霞市仲町二―二―三九 一F	平成二十七年九月三十日
小峯眼科医院	秩父市中村町一―八―一 二	平成二十七年九月三十日
松原医院	行田市長野一―三―一 ○	平成二十七年四月三十日
新狭山セントラルクリニック	狭山市新狭山二―二―一	平成二十七年六月三十日
ハナプラ心療クリニック	所沢市小手指町一―二六 一―	平成二十七年七月十八日
石井クリニック	吉川市保五八七―一	平成二十七年八月三十一日
上新井歯科	所沢市上新井一―二三―	平成二十七年五月三十一日
栗橋ロイヤル薬局	久喜市小右衛門七―二―	平成二十七年八月三十一日
ウエル歯科クリニック	春日部市藤塚一〇五三― 五	平成二十七年七月三十一日

エール薬局 川口駅前店	川口駅前	川口市栄町三一九一八 近	平成二十七年八月十五日
ケイワ薬局 狭山店	狭山店	狭山市中央一〇一〇	平成二十七年七月三十一日
リズム薬局	新座市北野二一五一	新座市北野二一五一	平成二十七年九月三十日

二 指定施術機関

青木 俊晴	氏名		住所		名称	石神井さくら整骨院	所在地	東京都練馬区石神井町三二七四 下ビルF	廃止年月日	平成二十七年八月三十一日
-------	----	--	----	--	----	-----------	-----	------------------------	-------	--------------

告示

埼玉県告示第千百二号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（第一面）中

みどりの中編（療育手帳）

を

療育中編

に改

める。

附則

- この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。
- この告示の施行の日において現に交付されている改正前の埼玉県療育手帳制度要綱様式第四号による療育手帳は、当分の間、改正後の埼玉県療育手帳制度要綱様式第四号によるものとみなす。

告 示

埼玉県告示第千百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目七百四十二番地四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

（変更後）三井ショッピングパーク ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目七百四十二番地四外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計百八十一者

ハ 変更年月日

平成二十七年四月十日

ニ 届出年月日

平成二十七年九月九日

二 縦覧期間

平成二十七年九月二十五日から平成二十八年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年九月二十五日から平成二十八年一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百四号

測量計画機関であるさいたま市風渡野南特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市風渡野南特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

さいたま市見沼区風渡野区域

四 作業期間

平成二十七年八月二十五日から平成二十八年三月十八日まで

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原

章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山桶川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市新宿町一七番三地先から 比企郡吉見町大字南吉見字大串街 道一六〇七番二地先まで</p>	<p>東松山市松本町二丁目六七五番八 地先から比企郡吉見町大字南吉見 字大串街道一六〇七番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二三・五〇〃 五〇・四〇</p>	<p>八・八〇〃 二六・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一、六四二・〇〇</p>	<p>二、二四〇・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>備考 県道東松山鴻巣線と重複する区域についての変更である。旧道については東松山市及び吉見町に移管。</p>		

正 誤

埼玉県告示第千四十八号（平成二十七年九月十一日第二千七百三十号）中訂正

ページ 表中 行

一 氏名 前から八

誤 濱 田 光 孝

正 吉 田 光 孝